令和８年度第７回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和８年度化学物質審議会第３回安全対策部会、第 269 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和８年１１月９日	資料１－４

優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果（案）

リスク評価等の結果、化審法第 11 条第2号ニに基づき、環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至り、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質（以下「指定取消物質」という。）は、再び一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となり、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】」[1]に基づき、スクリーニング評価を実施する。

1. 評価対象物質及び評価方法

令和8年度、スクリーニング評価の対象とする指定取消物質は、令和7年3月 31 日以前に化審法第 11 条第2号ニに基づく指定取消物質（他の優先評価化学物質に包含されたものを除く。）のうち、令和6年度実績の製造・輸入数量の届出において、製造・輸入数量の全国合計が 10t 超であった 39 物質とする。

評価方法は、以下のとおり。

（1）指定取消物質について、通常のスクリーニング評価と同様に優先度マトリックスを用いて実施する。その際の有害性クラス付けにはリスク評価段階及び優先指定の取消以降において精査や定量化を行った結果を利用する。その結果、優先度「高」となった物質及び優先度「中」又は「低」となった物質のうち、「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準[2]」に該当する物質を特定する。

（2）（1）のうち、リスク評価（一次）評価Ⅱ以降を実施した結果による指定取消物質の場合は、各物質の指定取消時に今後の対応として整理された事項（化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータ等）について個別に詳細な評価を行い、指定取消時とスクリーニング評価実施年度の状況を比較し、優先評価化学物質の該当性を判断する。

（3）（1）のうち、（2）に該当しない場合は、優先評価化学物質に指定することが適当であると考える。

2. 有害性クラスの見直し

優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階あるいは優先指定の取消以降において精査された有害性評価結果がある物質については、それらの評価結果を反映させ、有害性クラスを見直した。

#7（優先評価化学物質指定時の通し番号。以下同じ。）ジクロロメタン（別名塩化メチレン）、#12

[1] 化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第2版】
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_kangaekata.pdf
[2] スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_expert.pdf

1，2－ジクロロプロパン、#13 クロロエチレン（別名塩化ビニル）、#20 1，2－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）、#129 1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの５物質についてはいずれもリスク評価（一次）評価Ⅱが行われた結果、最も感受性の高い指標となる有害性が発がん性であり、該当する有害性評価値[3]を用いたリスク推計の結果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質である。従来、スクリーニング評価においては発がん性に係る定量評価を行っていないため、発がん性に係る有害性評価値を有害性クラスに変換する方法は設定されていない。そこで、指定取消物質のスクリーニング評価については、便宜的に、発がん性に係る有害性評価値が 0.0005 mg/kg/day 以下[4]の場合は有害性クラス１、0.0005 mg/kg/day よりも大きい有害性評価値については、一般毒性や生殖発生毒性に準ずる方法で有害性クラスを付与することとした（令和元年 11 月以降）。

３．暴露クラス

化審法に基づき、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与した。

４．スクリーニング評価結果

(1)優先度マトリックスを用いた評価の結果

スクリーニング評価の対象とする指定取消物質について有害性クラスと暴露クラスを付与し、優先度付与を行った。

その結果、人健康影響に関しては、６物質が優先度「高」、１物質が優先度「中」で専門家による詳細評価が必要な物質となった。生態影響に関しては、１物質が優先度「高」、１物質が優先度「中」で専門家による詳細評価が必要な物質となった（別紙１）。

優先度「中」又は「低」に区分される物質から専門家による詳細評価が必要な物質については、別紙２のとおり評価を行った。その結果、優先評価化学物質として指定することが適当と考えられる物質は人健康影響の観点から１物質、生態影響の観点から１物質であった。

(2)リスク評価（一次）評価Ⅱによる指定取消物質に関する詳細評価の結果

(1)において、優先評価化学物質に指定することが適当と考えられた物質の内、リスク評価（一次）

---

[3] #7 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）リスク評価書簡易版（5 ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_02.pdf
#12 1，2－ジクロロプロパンリスク評価書簡易版（5 ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160617.1-2.pdf
#13 クロロエチレン（別名塩化ビニル）リスク評価書（40～41 ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_02.pdf
#20 1，2－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）リスク評価書（37 ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.4.pdf
#129 1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンリスク評価書（10 ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/201023_No.129_02_risk_assessment.pdf

[4] 「スクリーニング評価手法の詳細（案）」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening_detail.pdf
の 23 ページの図表 1-15 に示す試行結果より、発がん性に係る有害性評価値（実質安全量）がとりうる範囲から、便宜的に有害性クラスを付与する。

評価Ⅱの結果優先評価化学物質指定の取消がなされた物質については、リスク評価（一次）評価Ⅱの際に示された今後の対応に基づいて、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った。その結果、指定取消時と比較して大きな変化はなかったことから、いずれの物質も優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。物質ごとの詳細評価結果は、別紙3のとおり。

５．今後の方針と課題への対応

○ 評価結果を踏まえ、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質については、優先評価化学物質に指定し、指定された翌年度以降、優先評価化学物質として製造・輸入数量等の届出対象とする。

○ 優先評価化学物質として指定することは適当ではないと判断した物質については、一般化学物質として来年度もスクリーニング評価を行う。

指定取消物質のスクリーニング評価において優先度「高」となった物質及び優先度「中」又は「低」となった物質のうち「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に該当する物質に関する評価の結果（案）

優先評価化学物質指定時の通し番号	優先評価化学物質時の指定根拠	指定取消物質	人健康影響※1			生態影響※1			専門家による詳細評価により指定することが適当であるもの（判断基準）	リスク評価（一次）評価Ⅱ以降の評価を実施した結果による指定取消物質	詳細評価結果
			暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度			
7	人健康影響	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	2	3	高				－	○	優先指定は適当ではない
13	人健康影響	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	2	1	高				－	○	優先指定は適当ではない
20	人健康影響	1，2－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	3	1	高				－	○	優先指定は適当ではない
27	人健康影響	*N*，*N*－ジメチルホルムアミド	2	3	高				－	○	優先指定は適当ではない
89	生態影響	過酸化水素	2	2	高	2	3	高	－	○	優先指定は適当ではない
129	人健康影響	1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼン	4	1	高				－	○	優先指定は適当ではない
154	生態影響	クロロベンゼン	4※2	2	中				PRTR排出量による暴露クラスの見直し（判断基準Ⅱの1）	－	－
215	生態影響	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）				5	1	中	生態影響に係る有害性（判断基準Ⅱの3）	－	－

※1：優先度「高」及び優先度「中」又は「低」となった物質のうち「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に該当した観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。
※2：「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に基づきPRTR排出量による暴露クラスを見直したところ、暴露クラスは「3」となり、優先度が「高」となる。

優先度「高」となった物質及び優先度「中」又は「低」となった物質のうち「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に該当する物質に関する有害性情報（人健康影響）

| | | | 暴露クラス | | 優先度 | 有害性クラス | | |

優先度「高」となった物質及び優先度「中」又は「低」となった物質のうち「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に該当する物質に関する有害性情報（生態影響）

										根拠		藻類(mg/L)				ミジンコ類(mg/L)				魚類(mg/L)			
優先評価化学物質指定時の通し番号	名称	分解性	暴露クラス分解性考慮	優先度	有害性クラス	有害性クラス備考	高分子	アミン類	PNEC	最小値	Ufs	急性毒性値(EC50)	EC50/UFs(ACR*種間外挿)	慢性毒性値(NOEC)	NOEC/UF(種間外挿)	急性毒性値(EC50)	EC50/UFs(ACR*種間外挿)	慢性毒性値(NOEC)	NOEC/UF(種間外挿)	急性毒性値(LC50)	LC50/UFs(ACR*種間外挿)	慢性毒性値(NOEC)	NOEC/UF(種間外挿)
89	過酸化水素	難(デフォルト)	2	高	3				0.012	0.63	50	1.38		0.63	0.126	2.4		0.63	0.126	16.4	0.164		
215	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	難	5	中	1				< 0.000032	< 0.00032	10	0.0167		0.0043	0.0043	0.036		0.02	0.02	0.042		< 0.00032	< 0.00032

※PNEC 算出では、途中計算は有効数字 3 桁、PNEC は有効数字 2 桁（3 桁目を切り捨て）とした。

別紙2

指定取消物質に関する専門家の詳細評価によるスクリーニング評価結果（案）

指定取消物質のうち、有害性クラス及び暴露クラスを優先度マトリックスに当てはめ、優先度「中」又は「低」となった物質について、資料１－３に記載する評価方法と同様の方法で、「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に基づく評価を行った。

①PRTR 排出量による暴露クラスの見直し（判断基準Ⅱの１）

PRTR 排出量による暴露クラスを見直したところ、人健康影響の観点で優先度「高」に該当する物質が１物質あった。なお、当該物質は、過去に優先評価化学物質に指定されていた際は生態影響が指定根拠であった。

名称	（取消）優先番号	分解性	有害性クラス	化審法届出		PRTR							PRTR番号
				優先度	暴露クラス	優先度	暴露クラス	届出＋届出外排出量（大気+水域）[t/y]	届出排出量[t/y]	届出外排出量[t/y] 合計（大気＋水域）	届出外排出量[t/y] 大気	届出外排出量[t/y] 水域	
クロロベンゼン	154	難	2	中	4	高	3	168.4	137.8	30.7	27.4	3.3	125

②生態影響に係る有害性の観点からの選定（判断基準Ⅱの３）

生態影響に係る有害性の観点から、PNEC が非常に低い（0.0001mg/L 以下）物質が１物質あった。

優先評価化学物質通し番号	名称	アミン類	R8優先度（確定）	暴露クラス分解性考慮	有害性クラス	PNEC (mg/L) ** (A)/(B)	根拠		藻類(mg/L)				ミジンコ類(mg/L)				魚類(mg/L)				備考
							最小値 (mg/L) (A)	Ufs (B)	急性毒性値 (EC50)	EC50/UFs (ACR*種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	急性毒性値 (EC50)	EC50/UFs (ACR*種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	急性毒性値 (EC50)	LC50/UFs (ACR*種間外挿)	慢性毒性値 (NOEC)	NOEC/UF (種間外挿)	
元優先215	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）		中	5	1	< 0.000032	< 0.00032	10	0.0167		0.0043	0.0043	0.036		0.02	0.02	0.042		< 0.00032	< 0.00032	

PNEC 根拠 No5：https://www.env.go.jp/content/000287204.pdf

別紙3

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#7 ジクロロメタン）

■過去のリスク評価結果

平成 28 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価の結果[5]、「現在推計される暴露濃度では、ジクロロメタンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。「また、この物質については、数理モデルによって高濃度と推計された地点における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意する必要がある。」ともされた。

■詳細評価における取扱い

ジクロロメタンの詳細評価における取扱いについては、平成 28 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータの３点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

[5] リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_02_01.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 28 年度 （平成 26 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点	0	1
環境モニタリングデータによるリスク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた平成 26 年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。

2. PRTR 排出量について

令和6年度実績の PRTR 届出情報を用いてリスク評価（一次）評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価（一次）評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQ が1以上となるリスク懸念地点は1箇所（3832 箇所中）であった。そのため、来年度以降も注視することとする。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価（一次）評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ（環境中濃度）を比較した結果、リスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、今年度のスクリーニング評価においては、#7 ジクロロメタンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

ジクロロメタンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 28 年度 （平成 26 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	46，588	36，000
輸入量[t]	1，613	1，400

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づくPRTR 排出量の比較結果（トン／年度）

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 28 年度 （平成 26 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
届出排出_大気	10,547	7,357
届出排出_水域	5	4
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	1,588	1,499
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（$\mu g/m^3$）	検出下限値の濃度範囲（$\mu g/m^3$）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和6年度	有害大気	0.35～8.8	0.06～0.9	332/332	0/332
令和5年度	有害大気	0.37～14	0.012～0.6	349/349	0/349
令和4年度	有害大気	0.24～9.6	0.05～0.3	365/365	0/365
令和3年度	有害大気	0.34～8.0	0.024～0.17	361/361	0/361
令和2年度	有害大気	0.024～8.7	0.016～0.3	354/354	0/354
平成 26 年度	有害大気	0.27～24	0.0008～2.6	409/409	0/409

177

178 表 4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（μg/L）	検出下限値の濃度範囲（μg/L）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和6年度	健康項目	<0.1～7	0.1～2	13/3368	0/3368
令和5年度	健康項目	<0.1～2.5	0.1～2	18/3352	0/3352
令和4年度	健康項目	<0.1～3.2	0.1～2	29/3344	0/3344
令和3年度	健康項目	<0.1～15	0.1～2	39/3331	0/3331
令和2年度	健康項目	<0.1～2.8	0.1～2	11/3375	0/3375
平成 26 年度	健康項目	<0.05～2.8	0.05～1	16/3255	0/3255

179

180

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#13 クロロエチレン）

■過去のリスク評価結果

平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価の結果[6]、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」及び「化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き適切に推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。

■詳細評価における取扱い

クロロエチレンの詳細評価における取扱いについては、平成 26 年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータの３点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

[6] リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるクロロエチレンの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/ra1_2_141219_H26_3_013_01.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 26 年度 （平成 23 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
PRTR 情報に基づく リスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリング データによる リスク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた平成 23 年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において新たな非点源用途での届出は無かった。

2. PRTR 排出量について

令和6年度実績のPRTR届出情報を用いてリスク評価（一次）評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価（一次）評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価（一次）評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ（環境中濃度）を比較した結果、リスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#13 クロロエチレンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

クロロエチレンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 26 年度 （平成 23 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	1，814，439	1，900，000
輸入量[t]	210	0

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づくPRTR 排出量の比較結果（トン／年度）

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 26 年度 （平成 23 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
届出排出_大気	146	127
届出排出_水域	5	4
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	1	1
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 （$\mu g/m^3$）	検出下限値の 濃度範囲 （$\mu g/m^3$）	検出地点数	有害性 評価値 超過地点数
令和6年度	有害大気	0.0019～17	0.0005～0.04	235/308	0/308
令和5年度	有害大気	0.0015～1.7	0.00018～0.07	325/325	0/325
令和4年度	有害大気	<0.0009～1.3	0.0005～0.08	194/334	0/334
令和3年度	有害大気	<0.0018～2.7	0.0009～0.05	213/333	0/333
令和2年度	有害大気	<0.0019～1.1	0.0009～0.04	206/325	0/325
平成 23 年度	有害大気	<0.0018～1.2	0.0008～0.18	318/333	0/333

243

244 表 4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（μg/L）	検出下限値の濃度範囲（μg/L）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和6年度	要監視項目	<0.2～0.8	0.2～2	1/656	0/656
令和5年度	要監視項目	<0.2～<2	0.2～2	3/613	0/613
令和4年度	要監視項目	<0.2～0.65	0.2～2	4/589	0/589
令和3年度	要監視項目	<0.2～1.7	0.2～2	2/595	0/595
令和2年度	要監視項目	<0.2～0.3	0.2～2	9/569	0/569
平成 23 年度	要監視項目	<0.2～1.6 (<0.2～<2)	0.2～2	6/660	0/660

245

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#20　1，2－エポキシプロパン）

■過去のリスク評価結果

平成 26 年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける1，2－エポキシプロパンの評価の結果[7]、「現在推計される暴露濃度では、1，2－エポキシプロパンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

■詳細評価における取扱い

1，2－エポキシプロパンの詳細評価における取扱いについては、平成 26 年度のリスク評価時の今後の対応として製造・輸入数量等を把握することとなっているが、PRTR 排出量のデータも得られたことから、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータの３点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1．化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。

2．PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3．環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

[7] リスク評価（一次）評価Ⅱにおける1，2－エポキシプロパンの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/160122.3.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 27 年度 （平成 25 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出なし	非点源用途届出なし
PRTR 情報に基づくリスク推計 リスク懸念地点	0	0
環境モニタリングデータによる リスク懸念地点	0	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた平成 25 年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途の届出は無かった。

2. PRTR 排出量について

令和6年度実績のPRTR届出情報を用いてリスク評価（一次）評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価（一次）評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価（一次）評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ（環境中濃度）を比較した結果、令和6年度のリスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#20 1，2－エポキシプロパンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

1，2－エポキシプロパンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 27 年度 （平成 25 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	449，777	280，000
輸入量[t]	0	21，000

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づくPRTR 排出量の比較結果（トン／年度）

	リスク評価Ⅱ評価年度 平成 27 年度 （平成 25 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
届出排出_大気	63	23
届出排出_水域	12	0
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	0	0
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング 事業名	年平均値の 濃度範囲 （$\mu g/m^3$）	検出下限値の 濃度範囲 （$\mu g/m^3$）	検出地 点数	有害性 評価値 超過地点数
令和6年度	有害大気	0.012～0.89	－	14/14	0/14
令和5年度	有害大気	0.013～0.89	0.0008	16/16	0/16
令和4年度	有害大気	0.011～0.37	0.0007	12/12	0/12
令和3年度	有害大気	0.013～0.17	0.0034	2/2	0/2
令和2年度	測定なし				
平成 22 年度	有害大気	0.022～1.2	0.006～0.009	10/10	0/10

306

307 表4　水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（μg/L）	検出下限値の濃度範囲（μg/L）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
平成 24 年度	黒本調査	<0.023～12	0.023	5/22	0/22

308

309

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#27 *N, N*－ジメチルホルムアミド）

■過去のリスク評価結果

令和6年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける *N, N*－ジメチルホルムアミドの評価の結果[8]、「現在推計される暴露濃度では、*N, N*－ジメチルホルムアミドによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「化学物質管理、大気汚染等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、事業者ごとの状況を踏まえ、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく」とされた。

■詳細評価における取扱い

N, N－ジメチルホルムアミドの詳細評価における取扱いについては、令和6年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータの3点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。

2. PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

3. 環境モニタリングデータ

モニタリングデータと有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。

[8] リスク評価（一次）評価Ⅱにおける*N, N*－ジメチルホルムアミドの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/240920_No.27_01_summary.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度		スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
	平成 29 年度 （平成 27 年度実績）	令和6年度 （令和3年度実績）	
用途について	非点源用途届出なし	－	非点源用途届出なし
PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点	2	0	1
環境モニタリングデータによるリスク懸念地点	0	－	0

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた令和3年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。

2. PRTR 排出量について

令和6年度実績の PRTR 届出情報を用いてリスク評価（一次）評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価（一次）評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQ が1以上となるリスク懸念地点は1箇所（447 箇所中）であった。そのため、来年度以降も注視することとする。

3. 環境モニタリングデータについて

リスク評価（一次）評価Ⅱで設定した有害性評価値と環境モニタリングデータ（環境中濃度）を比較した結果、リスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、今年度のスクリーニング評価においては、#27 *N, N*－ジメチルホルムアミドを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

N, *N*－ジメチルホルムアミドに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和6年度 （令和3年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	9，714	8，010
輸入量[t]	29，561	30，000

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づくPRTR 排出量の比較結果（トン／年度）

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和6年度 （令和3年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
届出排出_大気	1,409	1,359
届出排出_水域	24	17
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	743	672
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0

表 3 大気環境モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（$\mu g/m^3$）	検出下限値の濃度範囲（$\mu g/m^3$）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
令和6年度	優先評価化学物質の環境残留状況把握調査業務	13.5	0.0026	1/1	0/1
平成 25 年度	有害大気	0.013～0.66	－	13/13	0/13
平成 24 年度	有害大気	0.014～0.55	－	13/13	0/13
平成 23 年度	有害大気	0.0083～0.21	0.012～0.016	8/10	0/10
平成 23 年度	黒本調査	0.019～0.26	0.0039	35/35	0/35

375

376 表 4 水質モニタリング調査の比較結果

年度	モニタリング事業名	年平均値の濃度範囲（μg/L）	検出下限値の濃度範囲（μg/L）	検出地点数	有害性評価値超過地点数
平成 30 年度	黒本調査	<0.019～0.41	0.019～0.059	13/25	0/25
平成 23 年度	黒本調査	<0.019～0.53	0.019	4/47	0/47

377

378

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#89 過酸化水素）

（ア）生態影響について

■過去のリスク評価結果

令和3年度、生態影響に係る過酸化水素のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける過酸化水素の評価の結果[9]、「現在得られる情報・知見の範囲では、本物質の現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、本物質による環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

■詳細評価における取扱い

過酸化水素の詳細評価における取扱いについては、令和3年度のリスク評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

> 化審法の届出情報について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1．化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

[9] リスク評価（一次）評価Ⅱにおける過酸化水素の評価結果について（生態影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/210903_No.89_01_summary.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和3年度 （平成 29 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出あり	非点源用途届出あり （新たな非点源用途届出なし）
生態影響の 暴露クラス	2	2

1. 化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた平成 29 年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#89 過酸化水素を再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

過酸化水素に係る暴露データ

表 1　化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果（生態）

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和3年度 （平成 29 年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	130，969	110，000
輸入量[t]	778	8，700

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

（イ）人健康影響について

■過去のスクリーニング評価結果

令和3年度の一般化学物質としてのスクリーニング評価の結果[10]、過酸化水素の人健康影響に係る優先度付与結果が「高」となったが、「現在得られている情報からは広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に至る見込みがあるとは言えないため、現時点で優先評価化学物質として指定することは適当ではなく、来年度以降も注視する」とされた。

■スクリーニング評価における取扱い

過酸化水素のスクリーニング評価における取扱いについては、令和3年度のスクリーニング評価時に今後の対応としてまとめられた内容を踏まえ、以下のとおりとする。

化審法の届出情報について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1．化審法の届出情報

令和3年度のスクリーニング評価の時点と比較して、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか、及び、暴露クラスが上がっていないか。

10 過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認について
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20211216_043b.pdf

■詳細評価の結果

	スクリーニング評価年度 令和3年度 （令和元年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出あり	非点源用途届出あり （新たな非点源用途届出なし）
人健康影響の 暴露クラス	2	2

1. 化審法の届出情報

令和3年度のスクリーニング評価で用いた令和元年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。また、暴露クラスについてはいずれも2となり、変化はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#89 過酸化水素を優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

過酸化水素に係る暴露データ

表 2 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果（人健康）

	スクリーニング評価年度 令和3年度 （令和元年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	128，673	110，000
輸入量[t]	2，741	8，700

※令和8年度のスクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

優先度「高」の物質に関する個別評価結果（#129　1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼン）

■過去のリスク評価結果

令和2年度及び令和6年度、人健康影響に係るリスク評価（一次）評価Ⅱにおける1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの評価の結果[11]、「現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。」とされたことから、優先評価化学物質指定の取消が行われた。また、今後の対応として、「一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する」とされた。

■詳細評価における取扱い

1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの詳細評価における取扱いについては、令和6年度のリスク評価時の今後の対応として製造・輸入数量等を把握することとなっているが、PRTR 排出量のデータも得られたことから、以下のとおりとする。

化審法の届出情報、PRTR 排出量の2点について以下の観点で確認し、優先評価化学物質の指定を含めた対応の検討を行う。

1．化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの時点と比較して、化審法の製造数量等の届出において、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。

2．PRTR排出量

PRTR の届出排出量から算出する人の摂取量推計値とリスク評価（一次）評価Ⅱで算出した有害性評価値を比較してリスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるか。

[11] _リスク評価（一次）評価Ⅱにおける1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンの評価結果について（人健康影響）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/240920_No.129_01_summary.pdf

■詳細評価の結果

	リスク評価Ⅱ評価年度		スクリーニング評価年度
	令和2年度（平成 28 年度実績）	令和6年度（令和3年度実績）	令和8年度（令和6年度実績）
用途について	非点源用途届出なし	－	非点源用途届出なし
PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点	1	0	0

1．化審法の届出情報

リスク評価（一次）評価Ⅱの評価年度で用いた令和3年度実績と最新の令和6年度実績に係る化審法の製造数量等の届出における用途分類を比較した結果、令和6年度実績において、新たな非点源用途での届出は無かった。

2．PRTR 排出量について

令和6年度実績のPRTR届出情報を用いてリスク評価（一次）評価Ⅱと同様の方法を用いて算出した人の摂取量推計値と、リスク評価（一次）評価Ⅱに用いられた有害性評価値を比較したところ、HQが1以上となるリスク懸念地点はなかった。

上記の情報から、今年度のスクリーニング評価においては、#129 1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンを再び優先評価化学物質として指定することは適当ではないと考える。

（参考）

1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼンに係る暴露データ

表 1 化審法の届出情報に基づく製造輸入数量の比較結果

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和6年度 （令和3年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
製造量[t]	102，867	90，000
輸入量[t]	5，994	6，600

※スクリーニング評価年度の製造量、輸入量については、有効数字2桁

表 2 化管法に基づくPRTR 排出量の比較結果（トン／年度）

	リスク評価Ⅱ評価年度 令和6年度 （令和3年度実績）	スクリーニング評価年度 令和8年度 （令和6年度実績）
届出排出_大気	1	1
届出排出_水域	0	0
届出排出_土壌	0	0
届出外排出_すそ切り	0	0
届出外排出_非対象業種	0	0
届出外排出_家庭	0	0
届出外排出_移動体	0	0